

返還
不要

高校生等 奨学給付金

～通常給付～

- ・奨学給付金とは、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金です。
- ※ 所得や国籍など複数の要件があり、要件に該当する世帯のみ対象です。
- ※ 奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

給付金額（生徒１人あたり）

世帯区分	基準となる所得割額 (保護者等の合算額)	生徒区分	年間給付額
生活保護（生業扶助） 受給世帯	0円	全日制・定時制・通信制	32,300 円
住民税非課税世帯		全日制・定時制	143,700 円
		通信制・専攻科	50,500 円
年収270万～380万円 相当の世帯	105,500円未満	全日制・定時制	47,900 円
		通信制・専攻科	16,830 円 (10,100円)
年収380万～490万円 相当の世帯	105,500円以上 182,500円未満	全日制・定時制	35,930 円
		通信制	12,630 円
年収380万～600万円 相当の多子世帯	105,500円以上 264,500円未満	専攻科	12,630 円 (10,100円)

- ※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生１人（16歳以上）、中学生１人の４人世帯の目安であり、所得は保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額で確認します。
- ※ 専攻科のうち、日本国籍以外の生徒で国籍・在留資格等の要件を満たしていない、かつ、所得割額が105,500円未満の世帯又は所得割額が105,500円以上264,500円未満の多子世帯は、上表（ ）内の金額が適用されます。
- ※ 多子世帯とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養親族や特定扶養親族が３人以上であり、かつ、生徒が生計維持者に扶養されている世帯のことです。
- ※ 新入生で前倒し給付を受けた方は、年間給付額から前倒し給付額を差し引いた額（年額3/4）が通常分として給付されます。ただし、7月1日現在の世帯状況が入学の日と変わった場合は年間給付額が変更になることがあります。



問い合わせ先

福岡県教育庁教育総務部財務課学校予算係 TEL：092-643-3866

通常の場合

対象世帯

令和8年7月1日現在の世帯の状況が、次の①～③全てに該当する世帯

- ① 生徒が高等学校等就学支援金（高校生等・新修学支援、学び直し支援金又は専攻科支援金を含む。）の受給資格を有していること。
- ② 世帯年収等が次のア～ウ（ウは専攻科のみ）のいずれかであること。
 - ア．生活保護（生業扶助）受給世帯
 - イ．保護者全員の道県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満の世帯
 - ウ．生計維持者全員の道県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満の世帯又は105,500円以上 264,500円未満の多子世帯 ※専攻科のみ
- ③ 保護者等が福岡県内に住所を有していること。

提出書類

項 目	書 類
受給申請書（通常）	様式1（専攻科以外）又は様式1－5（専攻科）
7月1日現在の世帯状況が確認できる書類	▶生活保護（生業扶助）世帯 生業扶助受給証明書 ※「生業扶助受給」の記載がある場合、福祉事務所が発行した生活保護受給証明書の提出でも可。 ▶生徒が専攻科に在学している多子世帯 扶養親族申告書
その他必要書類	▶全員提出 ○提出書類チェックリスト ○国籍等が確認できる書類 ・住民票の写し（原本） ※日本国籍の方は、本籍地が記載されたもの。 ※日本国籍以外の方は、在留資格、在留期間が記載されたもの。 ・在留カードの写し など ※在留資格が「家族滞在」の場合は上記に加え、以下の書類も必要。 ・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書（原本） ※専攻科は、高等学校の卒業証書の写し又は卒業証明書（原本）も必要。 ○保護者等全員の所得割額が確認できる書類 令和8年度（令和7年分所得）の課税証明書 ※生業扶助受給証明書又は生活保護受給証明書を提出される方は不要。 ※給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、納税義務者用の特別徴収税額決定通知書の写しでも可。 ※自営業の場合は、納税通知書の写しでも可。 ○在学証明書（様式2） ※この様式で在籍校から証明を受けること。 ○債権者登録申出書 ※通帳の写しなどの振込口座が確認できる書類を添付すること。 （金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ） ※既に登録済で登録内容に変更がない方は提出不要。 ▶該当者のみ提出 ○扶養誓約書（生徒本人に保護者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している世帯） ○委任状（給付金と学校徴収金等の相殺を希望する方）

・給付金を受給するには、在籍校経由で福岡県に書類を提出いただく必要があります。
在籍校の事務室に書類一式をご提出ください。

※ 前倒し給付（4～6月分）を受けた場合も、通常給付（7～3月分）を受けるには、
7月以降に再度、通常給付の申請をする必要があります。

受付期限

2/26

家計急変の場合

対象世帯

提出書類

家計急変により収入が減少し、次の①～③全ての要件を満たす世帯

① 生徒が高等学校等就学支援金（高校生等・新修学支援、学び直し支援金又は専攻科支援金を含む。）の受給資格を有していること。

② 世帯年収等が次のアイ（イは専攻科のみ）のいずれかであること。

ア．保護者全員の道県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満の世帯

イ．生計維持者全員の道県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満の世帯又は105,500円以上 264,500円未満の多子世帯 ※専攻科のみ

③ 保護者等が福岡県内に住所を有していること。

項目	書類
受給申請書 （家計急変）	様式1－3（専攻科以外）又は様式1－7（専攻科）
家計急変が 確認できる書類 （保護者等全員分必要） ※「3ヶ月分」には 基準日を含む 急変後3ヶ月分の書類	▶給与所得がある場合 ○急変後の給与明細書の写し3ヶ月分※ ○直近の賞与明細書の写し ▶自営業の場合 ○急変後3ヶ月分※の月別の控除前所得や経費額が確認できる書類 ○直近の確定申告書の写し ▶離職の場合 離職日が確認できる書類 ・離職証明書 ・雇用保険受給資格者証の写し など
その他必要書類	▶全員提出 ○提出書類チェックリスト ○国籍が確認できる書類 ・住民票の写し（原本） ※日本国籍の方は、本籍地が記載されたもの。 ※日本国籍以外の方は、在留資格、在留期間が記載されたもの。 ・在留カードの写し など ※在留資格が「家族滞在」の場合は上記に加え、以下の書類も必要。 ・小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書（原本） ※専攻科は、高等学校の卒業証書の写し又は卒業証明書（原本）も必要。 ○令和8年度分（令和7年分所得）の課税証明書 ○申立書 ○家庭調書 ○在学証明書（様式2） ※この様式で在籍校から証明を受けること。 ○債権者登録申出書 ※通帳の写しなどの振込口座が確認できる書を添付すること。 （金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ） ※既に登録済で登録内容に変更がない方は提出不要。 ▶該当者のみ提出 ○扶養親族申告書（生徒が専攻科に在籍している多子世帯） ○扶養誓約書（生徒本人に保護者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している世帯） ○委任状（給付金と学校徴収金等の相殺を希望する方）

・給付金を受給するには、在籍校経由で福岡県に書類を提出いただく必要があります。
在籍校の事務室に書類一式をご提出ください。

※ 前倒し給付（4～6月分）を受けた場合も、通常給付（7～3月分）を受けるには、
7月以降に再度、通常給付の申請をする必要があります。

受付期限

2/26

Q&A

高校生等 奨学給付金

Q1 所得割額は、どのように確認すればよいですか？

A1 都道府県民税所得割額及び市町村税所得額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する「課税証明書」や勤務先から配付される「住民税特別徴収税額通知書」お住いの市町村から送付される「住民税納税通知書」等で確認することができます。

県民税額	均等割額		市民税額	均等割額	
	所得割額	CHECK		所得割額	CHECK

Q2 確定申告をまだしていませんが、申請できますか？

A2 確定申告をしていない場合、都道府県民税所得割額及び市町村税所得割額を確認できないため、申請はできません。速やかに確定申告を行い、課税証明書を提出してください。

Q3 前倒し給付を申請すると、残りの額は自動的にもらえますか？

A3 自動的ににはもらえません。今回の通常給付分を申請する必要があります。基準日である7月1日時点で給付要件を満たしている場合に、残り（7～3月相当分）が給付されます。

Q4 給付金は、全額振り込まれますか？

A4 学校にお支払いいただく校納金がある場合は、校納金を差し引いた金額が振り込まれることがあります。詳しくは、在籍校にお尋ねください。

Q5 提出書類はどこに提出したらよいですか？

A5 在籍する学校を経由して福岡県（担当：教育庁教育総務部財務課）に提出する必要があります。

Q6 他の奨学金を受給していますが、併用はできますか？

A6 高校生等奨学給付金は他の奨学金との併用を認めています。しかし、併用先の奨学金制度が併用を認めていない場合がありますので、併用先の奨学金制度を十分ご確認ください。